

人吉市農業委員会定例総会

(第12回)

令和5年11月24日

人吉市農業委員会

人吉市農業委員会定例総会会議録

令和5年11月24日

人吉市役所 2階 202会議室

議事日程

- 日程第 1 議第 68 号 農地法第3条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 2 議第 69 号 農地法第5条の許可申請に対する許可の決定について
日程第 3 議第 70 号 許可の取消願について
日程第 4 議第 71 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づく農業委員会の意見決定について
日程第 5 議第 72 号 令和5年度農地利用集積等促進計画（案）について
日程第 6 議第 73 号 非農地証明願について

○ 出席農業委員（9名）

会 長	10番	上 野 博 司
会長職務代理者	9番	林 主 一
委 員	1番	向 岩 敏 雄
同	3番	原 口 政 廣
同	4番	渕 上 澄 雄
同	5番	竹 下 豊
同	6番	簗 田 秀 彦
同	7番	永 田 正 輝
同	8番	宮 崎 右 男

○ 出席推進委員（15名）

委 員	11番	牛 塚 敬 一 郎
同	12番	西 門 泰 人
同	13番	段 村 洋 一
同	14番	山 本 雄 二
同	15番	竹 田 博
同	16番	有 瀬 英 憲
同	17番	中 村 郁 子

同	18番	椎葉 徹
同	19番	元田 和弘
同	20番	赤池 親
同	21番	迫田 公江
同	22番	仲村 建彦
同	23番	北山 加一郎
同	24番	東 悟
同	25番	東 照

○欠席した委員

農業委員 2番 中 嶽 修 平

議事録署名農業委員 5番 竹 下 豊

議事録署名推進委員 14番 山 本 雄 二

職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

局	長	前 村 洋 宣
係	長	豊 永 英 紀
主	任	湊 田 奈 緒 美
再 任 用 職 員		坂 井 正 子

開会：9時00分

○（議長）おはようございます。本日は、2番委員から欠席届が出ております。

会議は、出席委員が定足数に達しておりますので、成立いたしました。

ただ今から令和5年第12回人吉市農業委員会総会を開会いたします。議事録署名委員に5番委員、14番委員を指名します。本日の議事日程の朗読を行います。事務局長お願いします。

○（事務局長）議事日程 朗読

○（議長）日程第1・議第68号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第1・議第68号 朗読

○（議長）1番について1番委員の調査報告をお願いします。

○（１番委員）おはようございます。議第６８号、農地法第３条の許可申請に対する１番の報告をします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は１，９０７㎡です。有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。申請地はタブレットの位置図の１ページとなっております。この土地は２年間耕作をされておられません。譲受人は水稻を作りたいとのことです。譲受人は農作業歴５０年で令和２年７月豪雨災害前は地元で棚田を２３年間管理して、約１ｈａを耕作されていたとのことです。農機具は一式揃っております。また、住所は市外になっておりますが、豪雨災害後は人吉市内に住んでおられていつでも農作業には従事出来ると伺っております。また、地元の農業委員会からの耕作証明書も出ております。次に調査書をご覧ください。調査の結果、１番、４番、６番はいずれも該当せず、許可相当と判断いたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

○（議長）ありがとうございました。１番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって１番は原案可決いたしました。２番について９番委員の調査報告をお願いします。

○（９番委員）おはようございます。農地法第３条の２番について調査報告をいたします。議案書をご覧ください。タブレットの位置図も併せてご覧ください。農地の所在は記載のとおりでございます。田の１筆、１，７５３㎡でございます。農用内でございます。権利種別は３条の有償移転となっております。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。譲受人が８０歳とご高齢で心配をしましたが、大変元気な方でございます。譲受人の自宅近くに農地がありましたが、ここ数年はイノシシやシカなどの被害を受けられまして、今年はシカの被害がひどく、刈り取ることも出来ない状態だったようです。今回、麓のほうに農地を求められており、申請地も２，３年耕作されておらず、遊休農地になっておりました。最初は、貸借設定の相談をされたそうですが、

譲渡人から譲ってもいいとの話があり、今回の申請に至ったということでございます。譲受人のコンバイン、田植え機、トラクターの大型機械は数年前に処分をされたそうです。道具としては刈り払い機を所有されています。春田起こしから代掻きまでは地元の方をお願いをして、収穫までの間の作業は譲受人がされるとのことです。消毒は近くの方と機械を共有して皆でされるということでした。将来的には息子さんが福岡のほうに居られ、娘さんも市内のほうに居られますので、手伝いをされるということでございます。調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番は該当しないと判断しましたので、ご審議の方よろしく申し上げます。

- （議長）ありがとうございました。2番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。3番について6番委員の調査報告をお願いします。

- （6番委員）おはようございます。議第68号、農地法第3条の許可申請に対する3番の調査報告を行います。まず、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は221㎡です。有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請の理由は譲渡人の農業経営の縮小、譲受人の農業経営の拡大となっております。作物については、果樹の栽培となっておりますが、既にブルーベリーを栽培されております。申請地は位置図をご覧ください。次に調査書をご覧ください。調査の結果、1番、4番、6番はいずれも該当せず、許可相当と判断をいたしました。しかし、5年ほど前に別の案件において、譲受人が3条の申請において許可が下りておりますが、まだ、譲渡人との所有権の移転がなされておられません。現地も調査しましたが、今年度中に行いたいという譲受人の答えでございました。また、その土地については、農地の利用状況調査の中でA判定がなされておまして、少し荒れているような状態です。それではいけないということで、譲受人に草刈りをしていただくようお願いをしたところです。以上、これまでのことと併せてご審議の方よろしく申し上げます。

○（議長）ありがとうございました。３番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって３番は原案可決いたしました。

４番について７番委員の調査報告をお願いします。

○（７番委員）おはようございます。議第６８号、農地法第３条の許可申請に対する４番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農用内です。面積は５４７㎡です。有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。場所は別紙位置図のとおりです。申請事由は譲渡人の農業経営の廃業と譲受人の農業経営の開始となっております。譲受人は新規就農者です。調査書をご覧ください。調査書の１番、全部効率利用要件という項目の中で申請書、営農計画書及び聞き取り調査から、申請人は機械の所有状況、労働力の確保、技術の取得等からみて、申請地取得後は全農地を効率的に経営できると判断されます。なお、既設農業用倉庫があるが、農業振興等整備計画の用途変更許可後に許可不要転用届を受理することとなっております。ご覧のとおり、位置図の端の方に表示されておりますが、基礎の上にコンテナ棟のような倉庫があります。これは、農機具倉庫となっております。よって１番は該当しません。４番、６番は該当しません。よって総合判断として許可相当と判断をいたしましたので、ご審議の方よろしくをお願いします。

○（議長）ありがとうございました。４番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって４番は原案可決いたしました。

5番から6番について3番委員の調査報告をお願いします。

- （3番委員）おはようございます。それでは、議第68号、農地法第3条の許可申請に対する5番について報告いたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農用外となっております。面積は1筆で1,022㎡です。権利種別は3条有償移転となっております。申請の事由は譲渡人の農業経営の縮小と譲受人の農業経営の拡大となっております。現在、譲渡人と譲受人の間で利用権設定をされておられます。今回、譲受人から売買の相談をし、申請に至ったということです。今後も譲受人が稲作をされるということになっております。特に問題はございませんでした。次にタブレットの調査書と位置図をご覧ください。調査の結果、1番、4番、6番はいずれも該当しません。以上、報告を終わります。皆さんのご審議の方よろしくをお願いします。

次に農地法第3条の許可申請に対する6番について報告します。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、農用内となっております。面積は1筆で1,085㎡です。権利種別は3条有償移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。これも5番と同様に譲渡人と譲受人の間で利用権設定をしておりましたので、これも譲受人が買い受けるということになりました。従いまして、今後も稲作をするということです。タブレットの位置図と調査書をご覧ください。調査書の1番、4番、6番はいずれも該当しません。皆さんのご審議の方よろしくをお願いします。

- （議長）ありがとうございました。5番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。続きまして6番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって6番は原案可決いたしました。
日程第2・議第69号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- (事務局係長) 日程第2・議第69号 朗読

- (議長) 1番から4番について1番委員の調査報告をお願いします。

- (1番委員) 議第69号、農地法第5条の許可申請に対する1番の報告をいたします。
議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は1筆で268㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は個人住宅建設です。農地の区分は第1種農地で都市計画用途指定区域外です。着工と完了は記載のとおりです。申請地はタブレットの位置図7ページのとおりです。譲受人は令和2年7月豪雨災害により持ち家が全壊し、リフォームしたものの、今度は遊水地の計画内になったため、移転先を探されていました。豪雨災害の時には譲渡人のところに避難をし、お世話になったこともあり、申請地を選定されたとのこと。また、申請地は第1種農地ですが、集落と接続しており、隣接地の所有者は譲渡人です。前と横は道路ですので、周りへの影響はないと考えられます。生活雑排水は浄化槽を設置し、雨水は市道側溝へ活用するということです。工事中は周囲へ迷惑にならないように対応をするということでした。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分は第1種農地です。一般基準として1番、3番、6番、8番は適当と判断をしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により許可相当と判断しました。ご審議の方よろしくをお願いします。

議第69号、農地法第5条の許可申請に対する2番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は200㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は駐車場建設です。農地の区分は第2種農地で都市計画用途指定区域外です。着工と完了は記載のとおりです。申請地はタブレットの8ページのとおりとなっております。申請理由として現在、ラフティング会社の駐車場が手狭になったため、申請地を駐車場として広くしたいということです。申請地の南東側は駐車場で西側は宅地、北側は道路に面しており、農地としては生産性の低い農地です。生活雑排水はなく、雨水は自然排水です。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分は第2種農地です。一般基準は1番、3番、6番、8番は適当と判断をいたしました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しましたので、ご審議の方よろしくをお願いします。

議第69号、農地法第5条の許可申請に対する3番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は2筆合計で228㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は宅地拡張です。農地の区分は第3種農地で都市計画用途指定区域外です。着工と完了は記載のとおりです。申請地はタブレットの9ページをご覧ください。給排水については必要なく、雨水については自然浸透にて対応出来るということです。場所は肥薩線と国道に挟まれた所で、隣接する土地は譲渡人の所有地です。申請面積の228㎡は1,655㎡の一部になっております。譲渡人、譲受人は兄弟になっておりまして、話としてはスムーズに進んでいたようです。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地の区分は第3種農地です。一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断しました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

議第69号、農地法第5条の許可申請に対する4番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は998㎡のうち500㎡です。貸人、借人は記載のとおりで転用目的は事業用倉庫及び駐車場です。農地の区分は第3種農地で都市計画用途指定区域外です。申請地はタブレットの9ページのとおりです。使用貸人、使用借人は兄弟でございまして、申請としては農機具等の保管場所及び駐車場です。雨水は自然浸透、生活雑排水及び汚水は発生しないということです。ここは既転用で始末書も提出されております。また、近隣の農地への影響は隣接する他者の資産は無く、影響は与えないということです。次に実質審査表をご覧ください。立地基準は記載のとおりで農地区分は第3種農地です。一般基準は1番、3番、6番、8番は適当と判断しました。総合判断としまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

○（議長）ありがとうございました。1番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって1番は原案可決いたしました。
続いて2番について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって2番は原案可決いたしました。
3番の報告について質疑はありませんか。
- （6番委員）転用目的は宅地の拡張となっておりますが、現在の宅地の面積関係については問題ないのでしょうか。
- （1番委員）現在の宅地との関係というのは。
- （6番委員）500㎡を超えていないのでしょうか。
- （1番委員）500㎡のほうは4番でして、3番のほうは228㎡。
- （議長）事務局から補足いたします。
- （事務局係長）事務局から補足させていただきます。譲受人は会社を営まれておりまして、この会社で経営する店舗の宅地拡張ということです。個人住宅ではありませんので、面積要件にはかかりません。以上です。
- （議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって3番は原案可決いたしました。
4番の報告について質疑はありませんか。

○（１６番委員）４番の借受人の方は３番の会社の社員の方でしょうか。関連性はどうかっているのでしょうか。

○（１番委員）３番と４番は別物です。

○（１６番委員）農地の所有者が同じということでしょうか。

○（１番委員）はい。そうです。

○（１６番委員）４番の事業用倉庫というのは何の事業でしょうか。

○（１番委員）借受人は農業やラフティングもされておりますが、ラフティングはお父様のほうが主となってされております。

○（１６番委員）分かりました。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって４番は原案可決いたしました。５番について６番委員の調査報告をお願いします。

○（６番委員）議第６９号、農地法第５条の許可申請に対する５番の調査報告を行います。まずは、議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は２筆で３９３㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は個人住宅の建設です。農地の区分は第２種農地、都市計画用途指定区域外であります。着工と完了は記載のとおりです。申請地はタブレットの位置図をご覧ください。雨水については道路に側溝がございますが、それに排水するということです。生活雑排水、汚水の排水については、浄化槽を設置して対応するということです。次に実質審査表をご覧ください。

立地基準は記載のとおりです。農地の区分と転用目的については、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ないということです。次に一般基準ですが、1番、3番、6番、8番、10番は適当と判断をいたしました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしました。ご審議の方よろしく申し上げます。

- （議長）ありがとうございました。5番の報告について質疑はありませんか。

「なし」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（挙手の状況をみて）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって5番は原案可決いたしました。

6番から8番について7番委員の調査報告をお願いします。

- （7番委員）議第69号、農地法第5条の許可申請に対する6番の報告をいたします。

議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は畑、面積は1筆の607㎡です。農振区分は農用外で所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は資材置場及び駐車場です。既転用です。始末書があります。読み上げます。申請地につきましては、登記名義人で遺言により私が遺贈を受けたものですが、その登記はまだしておりません。登記名義人は私の祖父ですが、生前より申請地は「お前にやる」と言われていたため、それまで季節野菜等を栽培していた申請地を祖父の死亡後に、私が経営する株式会社の資材置場及び社用車駐車場として整備し、現在まで利用してきました。ところが、今般、現状は無断転用との指摘を受け、これを解消するべく本申請に及んだ次第です。これは、私の農地法に対する理解不足が原因であり、農地法所定の許可を受けるべきであったと深く反省しているところです。今後はこのようなことがないよう農地法等関係法令を遵守しますという始末書が提出されております。次に実質審査表をご覧ください。第3種農地の転用は許可することができとなっております。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断をいたしましたので、皆様方のご審議方よろしく申し上げます。

続きまして、議第69号、農地法第5条の許可申請に対する7番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田で農振区分は

農用外、面積は2筆合計の1, 087㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は宅地分譲です。農地の区分は第3種農地で都市計画用途指定区域内です。着工と完了は記載のとおりで転用場所は位置図のとおりです。事業計画の中に被害防除計画等なされておりますが、いろいろな問題が発生した場合には、責任をもって対応するということが記載されております。実質審査表をご覧ください。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、7番、8番は適当と判断いたしました。よって総合判断として許可相当と判断しましたので、ご審議の方よろしく願います。土地改良区のほうからも意見書が出されておまして、問題が無いという意見書が出ております。

続きまして、議第69号、農地法第5条の許可申請に対する8番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりで地目は田、農振区分は農用外で面積は1, 096㎡です。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりで転用目的は宅地分譲です。農地の区分は第3種農地で都市計画用途指定区域内です。着工と完了は記載のとおりで転用場所は位置図のとおりです。これにつきましても被害防除計画はいろいろな問題が出ましても責任をもって対応するとなされております。実質審査表をご覧ください。一般基準といたしまして、1番、3番、6番、7番、8番は適当と判断をいたしました。よって総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断しましたので、ご審議の方よろしく願います。

- （議長）ありがとうございました。6番の報告について質疑はありませんか。
- （6番委員）下限面積が撤廃されましたが、こういった宅地分譲などが多くなるのではないかと考えております。着工と完了については、このような形で分譲されますが、その後の個人住宅なり、そういったものの建設については、期限があるのかを教えてくださいいただければと思います。
- （事務局係長）全ての転用に対しまして、許可日から概ね1年の間には転用の目的を達せなければならぬとありますので、目的に関わらず概ね1年間の間には目的を達成していただくことになっております。出来ない場合にはそれなりの理由が必要です。
- （6番委員）何年以内などはあるのでしょうか。
- （事務局係長）概ね1年以内です。それ以内に目的が達成出来るようになってから申請書を提出していただくように私たちは窓口でお話をしております。
- （7番委員）この案件につきましては、予定が既にあるため申請が出されております。

○（6番委員）分かりました。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって6番は原案可決いたしました。

7番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって7番は原案可決いたしました。

8番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって8番は原案可決いたしました。

9番から11番は私の調査案件となりますので、議長を職務代理者と交代いたします。

（ 議長を職務代理者と交代する ）

○（職務代理者）議長を交代いたしましたので、ご審議よろしくお願いします。

9番から11番について10番委員の調査報告をお願いします。

○（10番委員）議第69号、農地法第5条の許可申請に対する9番の報告をいたします。

議案書をご覧ください。土地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は1筆で1,809㎡です。農振区分は農用外であります。所有権移転です。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は太陽光発電施設の建設であります。申請地は第2種農地で都市計画用途指定区域外であります。また、この申請地は非耕作地であります。着工と完了は記載のとおりです。申請地は別紙の位置図14ページのとおりです。ここは数年前までは地元の農事組合法人で耕作をされていましたが、ここ数年は法人が管理をしないということになりまして、譲渡人も手に余り、荒廃農地に近い農地となっております。その中で今回、このような話がきまして譲受人へ処分したいということでございました。まず、事業計画書によりますと、土地の選定理由ですが、譲渡人は農地の維持管理に苦慮しており、譲受人により太陽光発電として活用の相談を受け、売却に同意したということです。事業の目的及び必要性、申請地を利用し、発電による電気の小売り、非F I Tにて脱炭素社会の実現により、地域、社会、環境貢献を行うということであります。給排水計画、それから被害防除計画については別に問題はありません。雨水に関しては自然浸透処理をしますし、生活雑排水や汚水は無いとのことであります。被害防除計画につきましても造成はありません。現況の土地形状をそのまま利用するということでありました。それから近傍農地への被害防除につきましても、今回、設置する太陽光発電設備は最長の高さは1.6mであり、日照、通風ともに支障を及ぼす恐れは無いということでありました。実質審査表をご覧ください。農地の区分と転用目的ですが、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。調査の結果、一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断といたしまして、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、ご審議の方よろしくお願いします。

続きまして、次の案件を報告させていただきます。この3つの案件は内容が全て同じでありまして、譲受人も同一でございます。報告をさせていただきますが、内容については同じであります。

議第69号、農地法第5条の許可申請に対する10番の報告をいたします。議案書をご覧ください。農地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は1筆で1,367㎡です。農振区分は農用外で所有権移転であります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は同じく太陽光発電施設の建設であります。申請地は第2種農地で都市計画用途指定区域外であります。この申請地も現在、非耕作地でありまして着工

と完了は記載のとおりです。位置図は15ページのとおりです。これは現地が交差点に近いところであります。以前にこの近辺の調査をいたしまして、譲渡人と話し合いをしたことがあります。内容としましては、周りが遊休農地化しておりまして、非常に農地の所有者が維持管理に苦慮をされておりました。そのようなこともあって、この農地を処分することになったようです。事業計画によりますと、土地の選定理由は、譲渡人は農地の維持管理に苦慮しており、譲受人より太陽光発電として活用の相談を受け、売却に同意したということです。事業の目的及び必要性、排水計画、雨水と生活雑排水の処理方法につきましては、先ほどと同じ内容になります。造成中の被害防除方策につきましては、造成はありません。現況の土地形状をそのまま利用するということであります。また、近傍農地への被害防除方策は、太陽光設備が1.6mありまして、日照、通風ともに支障を及ぼす恐れはないということでありました。実質審査表をご覧ください。農地の区分と転用目的は先ほど内容と同じであります。調査の結果、一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断として、立地基準及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、皆様のご審議の方よろしくをお願いします。

続きまして、議第69号、農地法第5条の許可申請に対する11番の調査報告をいたします。議案書をご覧ください。土地の所在は記載のとおりです。地目は田、面積は2筆合計の1,049㎡でございます。農振区分は農用外でありまして、所有権移転であります。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。転用目的は同じく太陽光発電施設の建設です。着工と完了は記載のとおりです。農地の区分は第2種農地、都市計画用途指定区域外であります。この申請地も非耕作地です。この周りにも若干ではありますが、遊休農地化している所がありまして、この近辺には太陽光発電施設が設置されている所があります。土地の選定理由は先ほどと全く同じです。譲渡人が維持管理に苦慮しており、太陽光発電施設への活用の相談を受け、売却に同意したということであります。事業目的及び必要性も同じ内容です。事業の目的及び必要性、排水計画、雨水と生活雑排水の処理方法につきましては、先ほどと同じ内容になります。この3件については太陽光発電施設として整備されていくものになります。また、聞き取りにおきましても同じようにやっていくということでもございました。実質審査表をご覧ください。農地の区分と転用目的について、申請地は第2種農地であるが、これに代わる代替地も考えられない立地条件であるので、問題なくやむを得ない。調査の結果、一般基準の1番、3番、6番、8番は適当と判断いたしました。総合判断として、立地条件及び一般基準により、許可相当と判断いたしましたので、皆様のご審議の方よろしくをお願いします。以上、報告をいたします。

○（職務代理者）ありがとうございました。9番の報告について質疑はありませんか。

○（６番委員）先ほどの報告の中で太陽光の高さが１．６ｍということでしたが、たまに高い太陽光設備を見ますが、管理面からそのような高さになっているのでしょうか。分かれば教えてください。

○（事務局係長）明確には分かりませんが、周りの状況だと思われます。周りに森林や非農地に相当するような雑木などがあったりすると影を打つので、ある程度高さのある物にされているのではないのでしょうか。これが正しい答えになっているかは分かりませんが、おそらくこのような関係性ではないかと思います。

○（職務代理者）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって９番は原案可決いたしました。１０番の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。
報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（職務代理者）挙手多数につき異議なしと認めます。よって１０番は原案可決いたしました。１１番の報告について質疑はありませんか。

○（８番委員）合計しますと４反ほどの面積が太陽光発電施設になるかと思いますが、譲受人の会社が広島県になります。問題が発生した場合は広島県から来られるということでしょうか。

○（１０番委員）そういうことになるかと思いますが。営業の方は鹿児島県から来ておられ

ました。

- （８番委員）鹿児島に支店があるということでしょうか。
- （１０番委員）ただ、営業の方は譲受人の会社とは違う会社の方でした。購入と設備関係をするのは譲受人の会社で間違いないと思います。
- （事務局 瀧田主任）私のほうから補足でご説明いたします。おそらく本社は広島県に置かれていると思います。先ほど１０番委員がご説明された会社は施工会社になります。何かトラブルがあった場合には、そういった施工会社とかに言われて対応されると思います。被害防除計画などにも「トラブルがあった場合には、対応いたします。」と記載されております。
- （事務局係長）参考程度になりますが、農地ではない山林などに大規模に太陽光をされたところですよ。やはり管理業者が中に入っておりまして、私が知っているのは市内に何箇所か大きな所があり、熊本の会社に管理は委託されて年に数回、点検や草払いに来られているところもございましたので、おそらく管理会社は近くの会社に依頼されているケースが多いのではないかと思います。
- （８番委員）分かりました。
- （職務代理者）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- （６番委員）今回、転用面積が合わせて３，０００㎡以上になりますが、そのことについては何もないのでしょうか。
- （事務局係長）位置図をご覧いただければ分かるかと思いますが、場所が全く別の場所で一体的になっておりません。別々の事業として取り扱っており、問題ございません。
- （６番委員）分かりました。
- （職務代理者）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- 「なし」の声
- （職務代理者）質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (職務代理者) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって11番は原案可決いたしました。

ご審議ありがとうございました。議長を会長と交代いたします。

(議長を会長と交代する)

- (議長) 日程第3・議第70号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- (事務局係長) 日程第3・議第70号 朗読

- (議長) それでは、事務局の説明をお願いします。

- (事務局 刈田主任) おはようございます。1番についてご説明いたします。農地の所在は記載のとおりで、農用外の田が1筆、畑が4筆で合計2,672㎡です。こちら令和5年1月総会で農地法第3条の許可が下りた農地になりますが、譲渡人が亡くなったことにより、許可の取り消し願いが提出されました。取り消し願いが出されたのですが、相続による手続きを進められたので、今回、農地法第3条での手続きを進めないことになり、取り消し願いが出ている次第です。以上、ご説明いたします。

- (議長) ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありますか。

「 なし 」の声

- (議長) 質疑もないようですので、採決いたします。

報告のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

(挙手の状況をみて)

- (議長) 挙手多数につき異議なしと認めます。よって11番は原案可決いたしました。

日程第4・議第71号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- (事務局係長) 日程第4・議第71号 朗読

○（議長） それでは事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井） お手元の資料をご覧ください。令和5年11月15日付けで人吉市長から農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）についての意見決定を求められております。

まず、1ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表になります。左側の今回について、利用権設定の「田」が37,437㎡、「畑」が13,644㎡、合計の51,081㎡あがってきております。一番下の所有権移転はございませんでした。次に右側の本年累計は記載のとおりです。

次に2ページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表になります。今回、新規が0件、再設定が6件、合計の6件あがってきております。いずれの案件も、それぞれの地区の担当委員さんに調査、確認をしていただいております。その中で4番と5番について新しい報告がございました。4番と5番をお開きください。借賃について玄米2俵と書いてありますが、玄米60kgの2俵であることが判明しましたので追記をお願いいたします。以上、報告を終わります。

○（議長） ありがとうございます。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長） 質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時07分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

○（議長） 時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

○（6番委員） 中間管理機構の1番についてです。今回、使用貸借権であがっておりますが、借り手の方と出し手の方の関係などが分かれば教えてください。

○（事務局 坂井） 関係については私のほうでは、はっきりと分かっておりません。住所を見ると出し手は市内の方で、借り手の方は郡内の方なので、私の方では分かりません。ご存じの方がいらっしゃればと思います。

○（２０番委員）私と出し手は従兄弟でございまして、出し手と借り手は親子関係になります。

○（議長）よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

「 なし 」の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。

貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第５・議第７２号を議題といたします。事務局係長お願いします。

○（事務局係長）日程第５・議第７２号 朗読

○（議長）利用権設定の「利用権の設定を受ける者」が１番と３番は私が組合員の法人となっております。農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、議事参与、採決に加わることができませんが、参考人として出席し、説明等のため発言がありましたら許可したいと思います。お諮りいたします。関係委員の出席を許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって許可いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

○（事務局 坂井）お手元の資料をご覧ください。令和５年１１月１５日付けで人吉市長から農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）についての意見決定を求められております。

１ページをご覧ください。農用地利用集積等促進計画総括表になります。今回、３件ありました。利用権の転貸の「田」が１７、５５９㎡、「畑」が０㎡、合計で１７、５５９㎡あがってきております。貸借を受ける者の１番の全部効率要件、２番の常時従事要件、３番の地域における安定的農業経営要件について審査をお願いします。以

上です。

- （議長）ありがとうございました。ただ今の説明について質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、これから配布してあります案件調査表に目を通す時間を5分間ほどとります。10時13分まで各自で審査をお願いします。

（ 各自審査 ）

- （議長）時間になりました。各自審査されての質疑はありませんか。

「 なし 」の声

- （議長）質疑もないようですので、採決いたします。

1番と3番を除く貸借設定について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

貸借設定の1番と3番について原案説明のとおり決するにご異議のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

- （議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

日程第6・議第73号を議題といたします。事務局係長お願いします。

- （事務局係長）日程第6・議第73号 朗読

- （議長）1番について18番委員の報告をお願いします。

- （18番委員）おはようございます。議第73号の1番について調査報告をします。総会議案書の10ページをご覧ください。非農地証明願出人、土地の所在、地目、面積、

所有者は記載のとおりでございます。令和５年１０月２０日に私と４番委員、事務局で現地調査を行いました。申請地は木地屋町にある布の滝から１ｋｍほど登ったところにある農地であります。申請地へと続く道は豪雨災害の影響により、土砂等が道に広がり農地まで行くのに困難な状況でございました。申請地には栗が植栽されておりましたが、手入れをされておらず、雑木なども目立ち山林化している状態でした。また、申請地は山林に囲まれております。協議をしました結果、証明書の交付については農地への復元は不可能と判断し、調査の結果、非農地証明の基準３のイに相当と判断いたしました。以上、報告いたします。

○（議長）ありがとうございました。ただ今の報告について質疑はありませんか。

「 なし 」 の声

○（議長）質疑もないようですので、採決いたします。１番の（１）について質疑のない方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。次に１番の（２）について異議なしの方は挙手をお願いします。

（ 挙手の状況をみて ）

○（議長）挙手多数につき異議なしと認めます。よって原案可決いたしました。

○（７番委員）すいません。遡って議第７０号について聞きたいことがあります。よろしいでしょうか。

○（議長）はい。

○（７番委員）議第７０号、３条許可申請の取り消しについてです。今年の１月の総会で許可されていると説明がありましたが、譲受人は登記等はされてなかったのでしょうか。登記が終わっていれば譲渡人が亡くなられても関係がないと思うのですが。なぜ、取り消しをされたのでしょうか。また、どちらが申請されたのでしょうか。

○（事務局係長）こちらはこの内容のとおり譲受人が３条で申請をされて許可をもらわれ

ましたが、その時の話が、譲渡人が体調崩されて譲受人は相続ではこの農地を相続出来ないとのことで、譲渡人が元気な時に3条の許可をもらって、所有権移転をしたいという話でした。しかし、その方が許可後に体調をすぐに壊されて、所有権移転登記がすぐに出来なかったようです。その後、譲渡人が亡くなられて相続で譲受人が相続で全ての農地を所有権移転登記ができ、3条の許可は必要がないということで取り消し願いを出された経緯がございます。

○（議長）よろしいですか。これで本日の議事は全部終了いたしました。

これにて令和5年第12回人吉市農業委員会総会を閉会します。

（ 10時18分 終了 ）

人吉市農業委員会規則第16条第2項の規定によりここに署名する。

人吉市農業委員会会長

署名農業委員

署名推進委員